

終活

後期高齢者の医療費負担が10月から変更されます 75歳以上の医療費負担が 2割増になる人も！



新年早々、本誌読者である団塊世代のご夫婦からもうすぐ後期高齢者になると告げられました。

その時、通院中のご夫婦から「医療費が1割から2割負担増になる」と聞いたので詳しく教えてほしいと。今回は、後期高齢者の医療制度改正について分かりやすく解説します。

Q 後期高齢者が窓口で支払う医療費負担が増えるの？

A 現在、医療費の自己負担割合は70歳未満が3割、70〜74歳が2割、75歳以上の後期高齢者が1割負担となっています。

昨年6月の通常国会で成立した「改正高齢者医療確保法」では、一定の収入を得ている後期高齢者の医療費負担割合が、現行の1割から2割に引き上げられることとなりました。実施は本年10月1日からです。

Q 年金の引き下げと反対になぜ医療費を上げたの？

A 今年は昭和22年生まれの「団塊の世代」が75歳、後期高齢者の仲間入りをする年にあたります。「団塊の世代」六百万人全員が後期高齢者になる三年後には介護難民を含む医療費の増加など『2025年問題』が横たわっています。

後期高齢者医療制度は、現役世代の負担を極力抑える目的で今回の法律が成立した次第です。

Q 引き上げの対象者が一定の収入を得ている人とは？

A 原則1割となっている75歳以上の医療費負担は、今回の改正で①単身世帯では年収200万円、②夫婦で年収合計320万円以上の世帯が2割にアップされます。ただし、現役並みの所得（単身世帯で年収383万円

以上）がある高齢者は、現在の3割負担に変わりはありません。

Q 夫婦世帯を例にもっと分かり易い説明を！

A 前述した②に該当する夫婦の場合で説明します。モデル年金では年収264万円となるので、年金以外のアルバイトや企業年金、株式配当金等の年間収入が56万円以上あれば夫婦の合計年収が320万円以上となり、医療費負担が2割アップとなります。従って、現役時代に共稼ぎをしていたご夫婦の場合は間違いなく2割負担に該当する可能性が高いと考えられます。

Q 夫婦世帯で毎月2割負担は家計圧迫になるのでは？

A 1カ月当たりの医療費負担が夫婦で5万円の場合、1割負担で支払う自己負担額は5千円です。2割負担になると1万円となり倍増します。

そこで、同法施行後の三年間は「激減緩和措置」として、自己負担の増加額を一カ月当たり最大3千円までに抑える仕組みが導入されました。つまり、自己負担の増加額5千円中、夫婦が支払うのは3千円までで実質の

負担額は8千円となり、当分の間は二倍になる訳ではありません。

Q 医療費負担が高額になったら？

A 「高額療養費制度」があります。一カ月に患者が窓口で支払う自己負担額に上限を設け、上限額を超えると払戻しを受けられるというもの。

療養費の上限額は収入によって六段階に分かれています。例えば、夫婦世帯の高額療養費の上限額は月5万7600円となります。窓口で月10万円の医療費を負担した場合、後日申請すれば限度額を超えた4万2400円が払い戻されるという制度です。

緩和措置や高額療養費制度をうまく活用して乗り切ることができますね。シニアスタッフ 上田篤彦

激減緩和措置 ＜令和4年10月～7年9月＞ 医療費（1カ月） 夫婦5万円の場合	
自己負担2割 ① 10,000円	自己負担1割 ② 5,000円
2割負担による増加額 ① 10,000円 - ② 5,000円 = 5,000円	
自己負担増加額の上限 一律 3,000円	払い戻し 2,000円